

【新型コロナウイルス】QLD 州政府、ブリスベンを含む南東部 QLD 州に対するマスク規制措置の緩和を発表

2021年9月24日
在ブリスベン総領事館

- 9月24日(金)、クイーンズランド(QLD)州政府は、ブリスベンを含む南東部 QLD 州11地方行政区に適用しているマスク着用に関する規制措置を緩和する旨発表しました。
- 9月23日(木)、QLD 州政府は、9月24日(金)午前1時以降、ニューサウスウェールズ(NSW)州境地域の Glen Innes Severn 地方行政区を制限地域(restricted border zone)の対象から外し、非制限地域(non-restricted border zone)とし、QLD 州への入州規制を緩和する旨発表しました。

1 南東部 QLD 州11地方行政区におけるマスク着用に関する規制措置の緩和

南東部 QLD 州11地方行政区(ブリスベン(Brisbane)、モートンベイ(Moreton Bay)、ゴールドコースト(Gold Coast)、イプスウィッチ(Ipswich)、ロッキヤーバレー(Lockyer Valley)、ローガン(Logan)、ヌーサ(Noosa)、レッドランド(Redland)、シニックリム(Scenic Rim)、サマセット(Somerset)、サンシャインコースト(Sunshine Coast)でのマスク着用の規制は以下のとおり緩和されます。

- (1) 職場、学校、(競技大会・コンサート・会議等の)会場において着席する場合は、マスクを外すことができる(ただし、公共交通機関やタクシー又はライドシェアサービス(Uber 等)は除く)。
- (2) 立っている又は歩いている時で、物理的な距離を確保することができない場合はマスクを着用する必要がある。

○本件に関連する詳細は、以下の州政府の HP を御覧ください(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/restrictions-impacted-areas>

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/mandatory-masks>

2 NSW 州境地域 Glen Innes Severn 地方行政区からの入州者に対する規制の緩和

- (1) 9月24日(金)午前1時以降、NSW 州境地域の Glen Innes Severn 地方行政区は制限地域(restricted border zone)の対象から外され、非制限地域(non-restricted border zone)となります。

(2)これにより、9月24日(金)午前1時以降の NSW 州境の制限地域(restricted border zone)は、Bourke、Byron、Broken Hill、Walgett、Tweed、Unincorporated Far West の6地方行政区で、これらの州境の地方行政区からは、自宅からでは行えない必須業務や緊急のボランティアを行なう場合等の限定された必須目的がある場合のみ、州境を越え、QLD 州への入州が認められています。ただし、入州許可証(Queensland entry pass)の登録が必要です。

ONSW 州境の制限地域(restricted border zone)の詳細については以下の QLD 州政府 HP を御確認ください(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland#restricted-nsw-border-zone>

(3)9月24日(金)午前1時以降の NSW 州境の非制限地域(non-restricted border zone)は、Ballina、Brewarrina、Clarence Valley、Glen Innes Severn、Gwydir、Inverell、Kyogle、Lismore、Moree Plains、Richmond Valley、Tenterfield の11地方行政区で、これらの州境の地方行政区からは、自宅からでは行えない業務やボランティアを含む多岐にわたる必須目的に該当する場合、州境を越え、QLD 州への入州が認められています。ただし、入州許可証(Queensland entry pass)の登録が必要です。

ONSW 州境の非制限地域(non-restricted border zone)の詳細については以下の QLD 州政府 HP を御確認ください(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland#border-zone>

○関連する州政府の発表は以下を御覧下さい(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland>

○COVID-19 に関する最新情報は以下の州政府 HP を御覧下さい(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000
電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.htm>